

成田市余熱利用施設整備運営事業
指定管理に関する年度協定書（案）

令和 7 年 4 月

成 田 市

成田市余熱利用施設整備運営事業
指定管理に関する年度協定書（案）

成田市（以下「本市」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、本市と事業者が令和 8 年 ● 月 ● 日付で締結した「成田市余熱利用施設整備運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）に基づき、次の条項により成田市余熱利用施設整備運営事業指定管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

なお、年度協定において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約で定義された意味を有するものとする。

（年度協定の目的）

第 1 条 年度協定は、本施設の維持管理及び運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び業務の対価として支払われるサービス対価を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第 2 条 令和 ● 年度（20●●年度）の年度協定の期間は、令和 ● 年（20●●年）4 月 1 日から令和 ● 年（20●●年）3 月 31 日までとする。

（業務内容）

第 3 条 令和 ● 年度（20●●年度）の業務内容は、別紙の維持管理業務計画書、運営業務計画書及び自主事業に係る事業計画書に記載のとおりとする。

（サービス対価）

第 4 条 令和 ● 年度（20●●年度）の本業務の実施に係るサービス対価（指定管理料）は、次項のとおりとする。

2 サービス対価（指定管理料）は次のとおり、年 4 回に分割し、本市は請求書を受領した日から 30 日以内に事業者の指定する口座に振り込む方法で支払うものとする。

区 分	サービス対価（指定管理料）
1 回目（第一四半期）	円
2 回目（第二四半期）	円
3 回目（第三四半期）	円
4 回目（第四四半期）	円
合 計	円

（遅延利息）

第 5 条 本市の責めに帰すべき事由により、前条のサービス対価の支払いが遅れた場合において、事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、事業契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を本市に請求することができる。

2 事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約第 82 の規定による返還が遅れた場合においては、本市は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を事業者に請求することができる。

(本施設の休館日及び開館時間)

第 6 条 令和●年度(20●●年度)の本施設の休館日及び開館時間は、別表第 1 のとおりとする。

(本施設の利用料金)

第 7 条 令和●年度(20●●年度)の本施設の利用料金は、別表第 2 のとおりとする。

(疑義等の決定)

第 8 条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には事業契約によるものとする。事業契約にも定めのない事項については、本市と事業者の協議の上、これを定めるものとする。

本年度協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、本市及び事業者が記名押印の上、各々 1 部を保有する。

令和[]年[]月[]日

成田市

千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市長 小泉 一成

印

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者名)

印

別表第 1 本施設の休館日及び開館時間（第 6 条 関係）

施設名	休館日及び開館時間
プールエリア	
スタジオ	
トレーニングジム	
温浴エリア	
（仮称）地域交流スペース	
多目的室	
その他共用部	
●●（提案施設）	

別表第 2 本施設の利用料金（第 7 条 関係）

施設名	単位	利用料金
プールエリア		
スタジオ		
トレーニングジム		
温浴エリア		
多目的室		
●●（提案施設）		